

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第15条</p> <p>「略」</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用す</p>	<p style="text-align: center;">知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 ～ 第15条</p> <p>「略」</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用す</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</u></p>	<p>る。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年3月31日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年3月23日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>

新

旧

別表（第2条、第3条関係）

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	補助対象経費	事業主体	補助率等	備考
1 C L T 等先進的 木造建築 物の設計 等	(1)設計費 (2)建築に必要 となる部材の試 験等に要する経 費	高知県内に非住宅 建築物を整備する 者	2分の1以内 (上限500万円)	<u>下記の(注)3の条件 を満たす場合には左 記補助上限に200万 円を加算する。</u>
2 非住宅 木造建築 物の設計 等			2分の1以内 (上限500万円) ※(1)のみの場合 は上限300万円	
3 非住宅 建築物の 木造化・木 質化	木造化・内外装 木質化に係る木 材の購入費	高知県内に非住宅 建築物を整備する 者(市町村を除く。)	2分の1以内 (下限50万円、 上限400万円)	

事業区分	補助対象経費	事業主体	補助率等	備考
1 C L T 等先進的 木造建築 物の設計 等	(1)設計費 (2)建築に必要 となる部材の試 験等に要する経 費	高知県内に非住宅 建築物を整備する 者	2分の1以内 (上限500万円)	<u>脱炭素社会の実現に 資する等のための建 築物等における木材 の利用の促進に関す る法律(平成22年法 律第36号)第15条第 1項に規定する建築物 木材利用促進協定(県 又は市町村、建築主 (市町村を除く。)及 び県内の林業・木材産 業事業者を含む3者 以上の協定に限る。)</u>
2 非住宅 木造建築 物の設計 等			2分の1以内 (上限500万円) ※(1)のみの場合 は上限300万円	
3 非住宅 建築物の 木造化・木 質化	木造化・内外装 木質化に係る木 材の購入費	高知県内に非住宅 建築物を整備する 者(市町村を除く。)	2分の1以内 (下限50万円、 上限400万円)	<u>を締結している場合 には左記補助上限に 200万円を加算する。</u>

(注) 1 「略」  
2 「略」  
3 上限額の加算については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定(県又は市町村、建築主(市町村を除く。))及び県内の林業・木材産業事業者を含む3者以上の協定に限る。)を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定(高知県環境不動産の建築の促進に関する条例(令和5年高知県条例第1号)第10条第1項の規定に基づく認定をいう。以下この表において同じ。)を受ける場合に加算する。なおそれぞれ実績報告時までに当該協定を締結している場合、又は高知県環境不動産の認定の事前確認通知書を取得している場合に限る。

(注) 1 「略」  
2 「略」  
3 建築物木材利用促進協定の締結による上限額の加算については、交付申請時までに当該協定を締結している場合に限る。

新	旧
<p>4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値と<u>原点との2点間の線形補間</u>を適用する。</p> <p>5 ～ 7 「略」</p> <p>8 事業区分1にあつては、次によること。</p> <p>①高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ面積が500m<sup>2</sup>を<u>超える</u>集合住宅を含める。）の設計費とする。</p> <p>②以下のいずれかを満たす木造建築物であること</p> <p>ア．構造用として用いるCLTを、延べ面積1m<sup>2</sup>当たりおおむね0.05m<sup>3</sup>以上使用する建築物</p> <p>イ．地上4階建て以上の建築物のうち、<u>高知県産の木材</u>を延べ面積1m<sup>2</sup>当たりおおむね0.18m<sup>3</sup>以上使用するもの</p> <p>9 事業区分2にあつては、次によること。</p> <p>①高知県内に整備する木造もしくは構造の一部に木造を含む混構造の非住宅建築物（公営住宅を含む。）の設計費とする。ただし、混構造建築物については、構造用部材の少なくとも一部に木材を使用している居室等の床面積（対象床面積）が延べ面積の過半を<u>占める</u>建築物のみ対象とする。</p> <p>②対象となる建築物は、耐火構造又は準耐火構造を要する建築物、延べ面積が500m<sup>2</sup>を<u>超える</u>建築物、県内事業者が県産材を用いて構造用として開発した製品（A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP及び高知モデル（集成材（県産木材を100%用いて製造したものに限る。）を接合した門型ラーメンフレームを主構造に使用した3階又は4階建ての木造建築物）等）を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。</p> <p>③ 「略」</p> <p>④ 「略」</p> <p>10 「略」</p> <p>11 「略」</p>	<p>4 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値を適用する。</p> <p>5 ～ 7 「略」</p> <p>8 事業区分1にあつては、次によること。</p> <p>①高知県内に整備する非住宅建築物（ただし、1棟当たりの延べ面積が500m<sup>2</sup><u>以上</u>の集合住宅を含める。）の設計費とする。</p> <p>②以下のいずれかを満たす木造建築物であること</p> <p>ア．構造用として用いるCLTを、延べ面積1m<sup>2</sup>当たりおおむね0.05m<sup>3</sup>以上使用する建築物</p> <p>イ．地上4階建て以上の建築物のうち、延べ面積1m<sup>2</sup>当たりおおむね0.18m<sup>3</sup>以上使用するもの</p> <p>9 事業区分2にあつては、次によること。</p> <p>①高知県内に整備する木造もしくは構造の一部に木造を含む混構造の非住宅建築物（公営住宅を含む。）の設計費とする。ただし、混構造建築物については、構造用部材の少なくとも一部に木材を使用している居室等の床面積（対象床面積）が延べ面積の過半を<u>超える</u>建築物のみ対象とする。</p> <p>②対象となる建築物は、耐火構造又は準耐火構造を要する建築物、延べ面積が<u>おおむね500m<sup>2</sup>以上</u>の建築物、県内事業者が県産材を用いて構造用として開発した製品（A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン、SWP及び高知モデル（集成材（県産木材を100%用いて製造したものに限る。）を接合した門型ラーメンフレームを主構造に使用した3階又は4階建ての木造建築物）等）を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。</p> <p>③ 「略」</p> <p>④ 「略」</p> <p>10 「略」</p> <p>11 「略」</p>

新

第1号様式～第4号様式 「略」

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

1 事業区分

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地				
構造等				
延べ面積	㎡			
県産材使用量	㎡ (CLT	㎡、JAS構造材	㎡、その他県産材	㎡)

3 事業の実績

(1) 総括

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。  
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。  
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

旧

第1号様式～第4号様式 「略」

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
補助事業者 氏 名

令和 年度高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

1 事業区分

2 補助対象施設の概要（補助対象経費が設計費又は木材の購入費の場合に記載）

所在地				
構造等				
延べ面積	㎡			
県産材使用量	㎡ (CLT	㎡、JAS構造材	㎡、その他県産材	㎡)

3 事業の実績

(1) 総括

単位：円

補助対象経費	事業費 (A+B+C)	補助対象 事業費	負 担 区 分			摘 要
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	そ の 他 (C)	
計						

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。  
 2 「補助対象事業費」欄は、「事業費」より消費税仕入控除税額等がある場合の消費税相当額を差し引いた額を記入してください。  
 3 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「摘要」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

新

4 事業期間

着手年月日 令和 年 月 日  
完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとさせていただきます。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率 %	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費						
計						

6 添付資料

- (1) 精算事業費を確認できる資料
- (2) CLT等先進的木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量又は県産材使用量を確認することができる資料
- (3) 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料
- (4) 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、しゅん工図等整備内容の確認できる資料及び県産材使用量を確認することができる資料
- (5) 上限加算を受ける場合、建築物木材利用促進協定の協定書又は高知県環境不動産事前確認通知書の写し

旧

4 事業期間

着手年月日 令和 年 月 日  
完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとさせていただきます。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率 %	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費						
計						

6 添付資料

- (1) 精算事業費を確認できる資料
- (2) CLT等先進的木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及びCLT使用量又は県産材使用量を確認することができる資料
- (3) 非住宅木造建築物の設計等の場合、設計書等積算根拠及び県産材使用量を確認することができる資料
- (4) 非住宅建築物の木造化・木質化の場合、しゅん工図等整備内容の確認できる資料及び県産材使用量を確認することができる資料

(追加)

新

第6号様式 「略」  
第7号様式 「略」  
別紙7-2~7-4 「略」

旧

第6号様式 「略」  
第7号様式 「略」  
別紙7-2~7-4 「略」